

川場スキー場 2026-2027 ウィンターシーズン券 約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、川場リゾート株式会社（以下「当社」といいます）が運営する川場スキー場（以下「本スキー場」といいます）の2026-2027 ウィンターシーズン券（以下「本券」といいます）の購入および利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。本券の購入者は、本約款の内容を承諾し、これを遵守するものとします。

第2条（本券の利用条件）

1. 本券は、券面に記載されたご本人のみが利用できます。他者への貸与、譲渡、転売はできません。
2. 本券の利用期間は、2026-2027 シーズンの営業期間中とします。
3. 本券は、本スキー場のリフトを利用するために有効です。
4. 本券は、利用時に IC チップリーダーにかざして認証を受ける必要があります。
5. 本券には、以下の特典が付帯します。
 - (a) 提携スキー場での優待割引
 - (b) 駐車料金 10 回無料
 - (c) レンタル利用時の割引
 - (d) 同伴者のリフト券購入割引

第3条（個人情報の取得と利用）

1. 本券の購入希望者は、購入申し込みにあたり、氏名、住所、電話番号、E メールアドレス、顔写真など、当社が定める情報を提供していただきます。
2. 当社は、取得した個人情報を、本券の発行、本人確認、利用状況の管理、および当社からの情報提供（広告・宣伝を含む）の目的で利用します。

第4条（個人情報の管理）

当社は、取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに基づき、適切に管理します。法令で定められた場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

第5条（オンライン販売における禁止事項および注意事項）

1. 申し込みの際、他人の個人情報や顔写真を不正に使用することを禁じます。なりすまし等の不正行為が発覚した場合、本券の発行を取り消します。
2. 当社ウェブサイトへの不正アクセス、またはウェブサイトの運営を妨害する行為を禁じます。
3. 申し込み完了後の自己都合によるキャンセル、返金、券種変更はできません。
4. 本券を転売目的で購入する行為を禁じます。

第6条（スキー場利用における禁止事項および注意事項）

1. 以下の行為は禁止します。
 - (a) コース外滑走（ゲレンデ外滑走）、立入禁止区域への侵入
 - (b) 飲酒運転、危険なスピードでの滑走、ジグザグ滑走、無理な追い越しなどの危険行為
 - (c) コース内での座り込み、立ち止まり、滑走を妨げる行為
 - (d) 他の利用者に迷惑をかける行為、喧嘩、暴言、暴力行為
 - (e) リフト施設内での喫煙、飲食、危険物の持ち込み
 - (f) ドローン、ラジコン等の無許可での使用
 - (g) ペットの同伴（補助犬を除く）
 - (h) 許可なき営業活動、物品販売、広告宣伝活動
 - (i) 本券の貸与、譲渡、転売、およびそれに類する不正利用
2. 前項に定める禁止行為、または当社が不適切と判断する行為が発見された場合、当社の判断によりシーズン券を直ちに没収します。この場合、本券に関する購入代金は一切返金しません。
3. 全ての利用者は、自らの安全に責任を持ち、スキー場内のルールや標識、係員の指示に従ってください。
4. ヘルメットの着用を推奨します。
5. 他の利用者との衝突事故などが発生した場合、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第7条（救助・捜索費用）

1. 第6条に定める禁止行為（特にコース外滑走）により、救助・捜索が必要となった場合、その費用は本券購入者の負担となります。
2. 救助・捜索にかかる費用は、当社の定める基準に基づき実費を請求します。

第8条（本券の紛失・盗難・再発行）

1. 本券の紛失、盗難による再発行はできません。
2. 利用期間中に本券を紛失した場合、改めて通常料金にてリフト券を購入していただく必要があります。

第9条（免責事項）

1. 天災地変、施設の故障、積雪不足、強風など、当社の責によらない事由により営業を中止、またはリフト等の運行を停止した場合でも、本券の払い戻しは行いません。
2. 本券の購入および利用に関して、本約款に定める事項以外で生じた損害について、当社に故意または重過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。

第10条（本約款の変更）

当社は、本券の運営上必要と判断した場合、本券購入者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更できるものとします。変更後の約款は、当社ウェブサイトに掲載した時点より効力を生じるものとします。